

滋賀県流域治水推進審議会に係る条例および施行規則(抜粋)

1. 設置について

- ・滋賀県流域治水の推進に関する条例第35条に基づき、同条例第13条第5項に規定する事項（浸水警戒区域の指定等）および知事の諮問に応じ、流域治水の推進に関する事項を調査審議するため、滋賀県流域治水推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。【条例35条1項、2項】

2. 所掌事務について

- ・審議会の所掌事務は、次のとおりとする。【条例35条1～3項】
 - （1）同条例第13条第5項に規定する浸水警戒区域の指定について調査審議すること。
 - （2）知事の諮問に応じ、流域治水の推進に関する事項を調査審議すること。
 - （3）流域治水の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べること。

3. 審議会の組織等について

- ・審議会は、委員15人以内で組織する。【条例36条1項】
- ・委員は次に掲げる者のうちから知事が任命する。【条例36条2項】
 - （1）流域治水に関し学識経験を有する者
 - （2）その他知事が適当と認める者
- ・委員の任期は2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。【条例36条3項】
- ・委員は、再任されることを妨げない。【条例36条4項】
- ・委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。【条例36条5項】

4. 審議会の会長について

- ・審議会に会長を置き、委員の互選により定める。【規則23条1項】
- ・会長は、会務を総理し、審議会を代表する。【規則23条2項】
- ・会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。【規則23条3項】

5. 会議について

- ・審議会の会議は、会長が招集する。【規則24条1項】
- ・会長は審議会の議長となる。【規則24条2項】

- ・審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。【規則 24 条 3 項】
- ・審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。【規則 24 条 4 項】

6. 部会について

- ・審議会は、部会を置くことができる。【条例 36 条 6 項】
- ・前項の委員は会長が指名する。【規則 25 条 1 項】
- ・部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。【規則 25 条 2 項】
- ・部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。【規則 25 条 3 項】
- ・部会長は、特別の事項に関する調査審議が終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。【規則 25 条 4 項】
- ・審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。【規則 25 条 5 項】
- ・前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第 1 項および第 2 項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。【規則 25 条 6 項】

7. 関係者の出席について

- ・会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があるときは、関係者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。【規則 26 条】

8. 庶務について

- ・審議会の庶務は、土木交通部流域政策局において処理する。【規則 27 条】

9. 雑則について

- ・ここに定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は会長が審議会に諮って定める。【規則 28 条】